

《介護予防ケアマネジメントの流れについて(基本的な例)》

★ 認定有効期限が平成 29 年 3 月 31 日以降の人は総合事業の対象者となります ★

① 要支援 1・2 (認定有効期限が 3 月末) の場合

◆平成 29 年 4 月以降、総合事業の介護予防・生活支援サービス事業（現行相当サービスまたは基準緩和型サービス）の利用を予定している

※ 現行相当・基準緩和型の選択のためは「マニュアル（マネジメント編）」の p12 を参照



◆上記に加えて予防給付サービスも利用する予定



◆上記のみで予防給付サービスは利用しない予定



要支援・要介護認定を申請 (⇒ 認定結果が要支援 1・2)

* 基本チェックリストの実施は平成 29 年 4 月 1 日以降であるため
認定有効期間が平成 29 年 3 月末の人は要支援・要介護認定を申請することになる



3月

「介護予防支援」が適用される
(介護予防支援費)

※ 地域包括支援センターとの受託契約、利用者との契約は現行(介護予防支援)どおり

「介護予防ケアマネジメント」が適用される
(介護予防ケアマネジメント費)

※ 新たな契約(介護予防ケアマネジメント)の締結が必要。詳細は「マニュアル(マネジメント編)」 p16 参照



介護予防サービス計画の作成

介護予防ケアマネジメント A の実施



4月

サービス利用

サービス利用



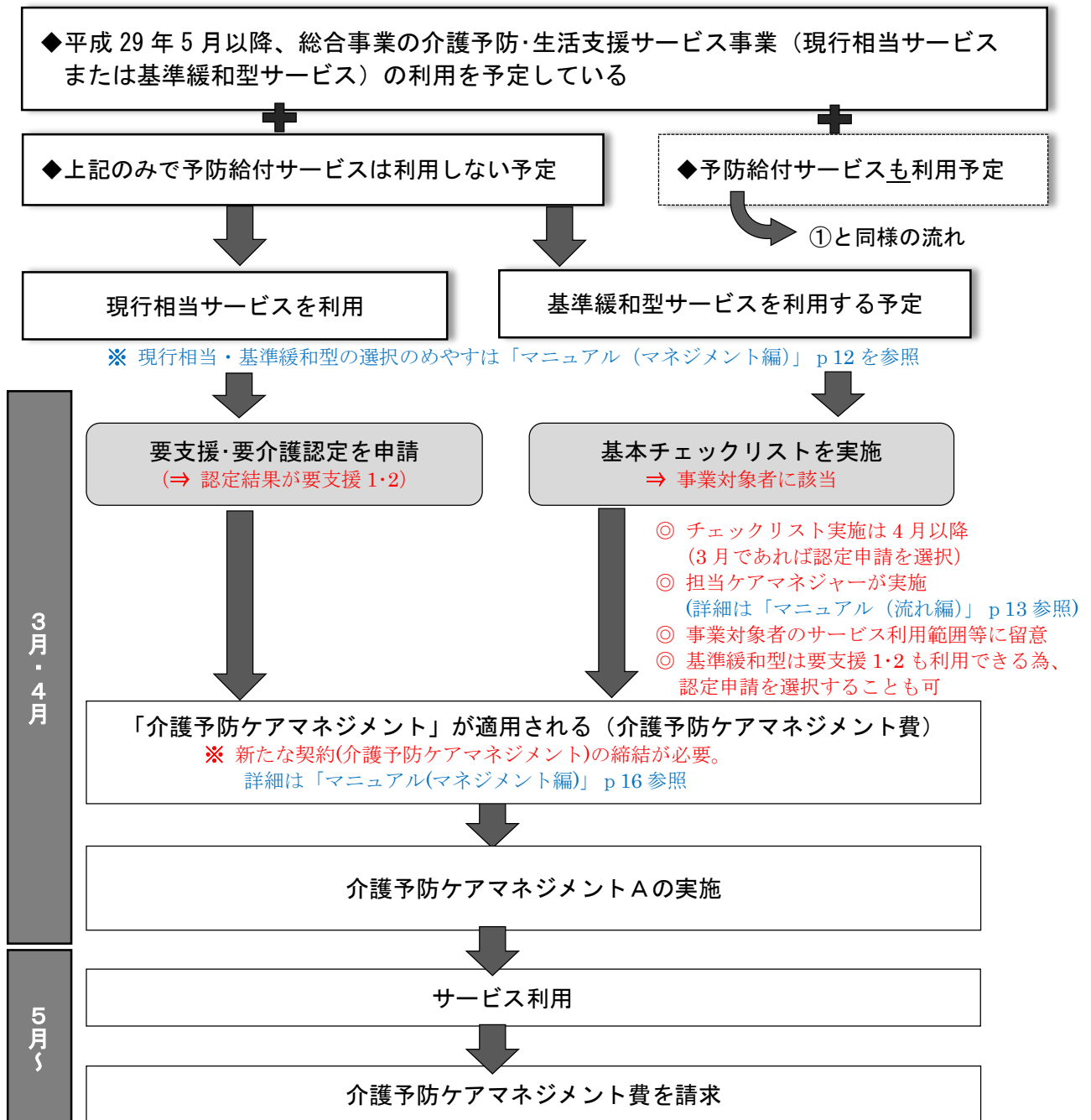
5月

介護予防支援費を請求

介護予防ケアマネジメント費を請求

《注》 「マニュアル（マネジメント編）」とは「介護予防・日常生活支援総合事業の手引き（地域包括支援センターにおける介護予防ケアマネジメント編）」を、「マニュアル（流れ編）」とは「介護予防・日常生活支援総合事業の手引き（相談から利用までの流れ編）」をいう。

② 要支援 1・2（認定有効期限が4月末以降）の場合



③ その他のケース

次の人の介護予防ケアマネジメントは、居宅介護支援事業所へ委託せず地域包括支援センターが直接担当する

- 認定非該当で基本チェックリストにより事業対象者になった人
- 要支援（サービス未利用）で、基本チェックリストにより事業対象者になった人